

# 祝★子どもの権利条約採択30周年



西暦	内容
1924	「児童の権利に関するジュネーブ宣言」 ・第一次世界大戦の反省を含めて宣言 ・「子どもに対して最善のものを与える義務」
1948	「世界人権宣言」 ・世界中全ての人生まれながら自由であり、 平等な尊厳と権利を有するとした宣言
1959	「児童の権利に関する宣言」 ・ジュネーブ宣言及び世界人権宣言に 基づいた宣言 ・子どもは保護される存在という立場
1989	「子どもの権利条約」が国連総会で採択 ・子どもは保護される存在から、みずから権利 を行使する存在という立場
1994	・日本において「子どもの権利条約」を世界で 158番目に批准 ・4月22日批准、5月22日発効

2019年は「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が1989年11月20日の国連総会において採択されてから30年の節目の年です。日本は1994年に、世界で158番目にこの条約を批准しました。

この条約は世界中の18歳未満のすべての子どもが、ひとりの人間として持っている権利について定めた条約です。条約は前文と54条の条文から構成されていますが、大きく分けて子どもの4つの権利を守るように定めています。

- **生きる権利**  
病気や怪我をしたら治療を受けられ、命を守られること
- **育つ権利**  
名前や国籍を有し、家族とともに生活できること  
持って生まれた能力を発達させるため教育を受けること
- **守られる権利**  
あらゆる暴力や有害な労働、搾取などから守られること
- **参加する権利**  
自由に意見を表現できること  
団体を作ったり、集会に参加したりすること



↑子どもの権利に関する世界の動き

## 12月7日(土)に 「ひとtoひとのフォーラム足利2019」 を開催します

※詳細については、ポスター・チラシ、あしかがみ(11月号)をご覧ください。

国際連合総会で世界人権宣言が採択された12月10日は「人権デー」に指定され、国連をはじめ各国で「人権」をテーマに様々な行事が行われています。日本では、12月4日から10日を「人権週間」に定めて、全国的に人権意識の高揚を図るための啓発活動が展開されています。  
足利市では、「ひとtoひとのフォーラム」の開催や人権推進広報紙「おもいやり」を発行し、一人でも多くの市民の方に「人権」を考えてもらえるような取り組みをしています。



### 「ひとtoひとのフォーラム足利2018」の様子



【第1部】表彰式



【第2部】講演会



入賞作品等展示